

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について	1
2 共生社会の実現に向けた取組について	4
3 当事者目線の障がい福祉の理解促進について	6
4 「かながわ子ども・若者みらい計画」の策定について	8
5 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定について	12
6 神奈川県いじめ問題再調査会による調査結果について	16
7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について	19
8 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会等について	22
9 新たな地方独立行政法人の設立について	25
10 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証について	30
11 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査について	32
12 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について	36
13 今後の愛名やまゆり園及び厚木精華園のあり方について	41
14 生活困窮者対策の取組について	44

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

改正を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県男女共同参画推進条例	条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要がある。

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	社会福祉法人の助成に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

参 考

条例の見直し結果概要 1

条 例 名		神奈川県男女共同参画推進条例
条 例 番 号		平成 14 年神奈川県条例第 8 号
所 管 室 課		福祉子どもみらい局共生推進本部室
条 例 の 概 要		男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として定められており、家庭、職場、地域など生活の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、個性と力を発揮できる社会の実現に向けた県の取組が求められている中で、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、性別による権利侵害行為を禁止することにより、配偶者等による暴力の未然防止や被害者支援の施策等の効果的な実施につなげるとともに、セクシャル・ハラスメントを禁止し、事業者に対して必要な配慮を求めるなど、本条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効果を発揮している。 また、本条例に基づき県内事業者の届出制度を実施することにより、企業における男女共同参画の推進に効果を発揮している。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める「男女共同参画を推進する理念」及び「県の責務」は、県の男女共同参画推進施策の基本的規定となっており、条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効率的に機能している。 また、本条例で規定する主な施策については、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や、条例に根拠を置くことにより一層の推進を図る事ができる施策を規定しているものであり、条例の目的実現に効率的に機能している。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」は、「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」をめざす「新かながわグランドデザイン」の政策の基本方向に適合している。 「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」や「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」に位置付けられた施策については、本条例の理念や県の責務を踏まえ実施しているものであり、条例と現行施策は適合している。 なお、新かながわグランドデザインを踏まえ、言葉の定義等を一部修正し、条例の内容や県の姿勢を明確化する。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第 9 条の規定（地方公共団体の責務）に基づき策定した条例であり、憲法及び法令に抵触するものではない。
	その他	
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要があるため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 2

条 例 名		社会福祉法人の助成に関する条例
条 例 番 号		昭和 29 年神奈川県条例第 8 号
所 管 室 課		福祉子どもみらい局総務室
条 例 の 概 要		社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人に助成をするために、必要な事項を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	社会福祉法第 58 条第 1 項において、「条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出」すること等ができることとされていることから、当該手続き等について定めている本条例は必要なものである。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定めている助成手続き等は、助成の審査をするために必要なものであり、適正な助成を行うために、有効に機能している。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	社会福祉法人へ助成を行うために、本条例で定める助成の対象や、助成申請手続は、本県における社会福祉の向上のために必要な範囲のものであり、適切なものであることから、効率的である。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	社会福祉法人への助成は、「新かながわグランドデザイン」実施計画に掲げる「支え合う地域社会づくり」等に資するものであり、県の基本方針に適合するものである。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	社会福祉法に基づき社会福祉法人への助成について定めるものであり、憲法、法令等に抵触するものではない。
	その他	
見 直 し 結 果	理由等	
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

2 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和6年度の主な取組結果等について報告する。

(1) 令和6年度の取組

ア 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、令和6年7月26日に津久井やまゆり園で追悼式を実施した。

イ とともに生きる社会かながわ憲章の普及

- ・ 県のたより、市町村広報誌、タウン誌への記事掲載、駅等への憲章ポスター掲示、SNS発信等、さまざまな媒体を活用した広報を実施した。
- ・ 市町村、企業、団体等と連携したイベント等での憲章のPR活動（34か所）や大学等への出前講座（13校、19回）、学生の自主的活動の発表会（開催日：12月14日、参加者数97名）を行った。
- ・ 「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進を行った。
- ・ 憲章や共生社会に資する情報をまとめたリーフレットを作成し、障害福祉サービス事業所を通じて各戸配布を行った。（19万部）
- ・ 令和6年度の県民ニーズ調査における「とともに生きる社会かながわ憲章」の認知度は、前年度比10.4ポイント減の29.1%だった。

ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 障害福祉サービス事業所を訪問し、障がい児者を対象にメタバースを活用したデジタルコンテンツの作成方法等を学ぶ出前講座を実施した。（全9回、延べ106人参加）
- ・ 障がい児者を含む多様な人々が気軽に参加できるメタバース体験会やメタバースを活用した対話プログラムによる居場所づくり事業を実施した。

	開催日	場所	参加申込み
体験会①	1月10日	学研WILL学園湘南キャンパス（サポート校）	12人
体験会②	2月2日	ココテラス湘南	20人
体験会③	2月26日	こども医療センター	約20人
居場所	12月～3月	オンライン 3回 材木座海岸 1回	14人

- ・ 相模原市福祉ショップと連携して分身ロボットO r i h i m e による障がい者の在宅就労モデル事業を実施した。(県会計年度任用職員1名雇用)
- ・ 農福連携を進めるための就農体験会（お試しノウフク）を実施した。(実施地域：平塚市、大磯町、藤沢市、大和市、寒川町、海老名市、マッチング件数10か所、延べ730人、12月末現在)

エ 地域での理解やつながりを増やす取組

- ・ 可動式のインクルーシブ遊具等を活用した障がいのある子もない子も一緒に楽しめる「ともいきゆうえんち」を実施した。(第1回(県立辻堂海浜公園)：10月13日、参加者数：約3,000人、第2回(県立相模原公園)：3月16日(予定))
- ・ 鎌倉の由比ガ浜付近で海岸清掃活動(インクルーシブビーチクリーンw i t h 鎌倉海藻パーク)を実施し、障がい者や地元住民、企業・団体などが参加した。(10月18日、参加者数：117人)
- ・ 誰もが気軽に楽しめる障がい者アートの展覧会「第1回かながわともいきアート展」を横浜赤レンガ倉庫で開催した。
(開催期間：11月15日～24日、展示作品数：200点、来場者数：約 6,000人)
- ・ 「ともいきボランティア」を組織・運営し、お祭りなど地域イベントで憲章の普及活動を実施した。(146人登録、1月末現在)
- ・ 障がい者を含む多様な人々が農作業を気軽に体験できるユニバーサル農園を藤沢市内の社会福祉法人と連携して10月に開設した。
(実施回数：34回、参加実人数：19人、参加延人数：400人、1月末現在)

(2) 令和7年度の取組の方向性

事件の風化も進む中で、共生社会の実現に向けて、さらに多くの県民に憲章の理念を知っていただけるよう広報戦略を見直すとともに、県民の意識や行動の変容を促す取組を実施する。

3 当事者目線の障がい福祉の理解促進について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく当事者目線の障がい福祉の理解促進に係る令和6年度の実施結果について報告する。

(1) 障がい者の意思決定支援の推進

ア 令和6年度の実施

(ア) 県版ガイドラインの普及

県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、その意義を説明し、取組を促した。

(イ) 専門アドバイザーによる助言等

意思決定支援の具体的な実践に向けて助言等をする「意思決定支援専門アドバイザー」を、昨年度のフォローアップを含む障害者支援施設27か所に派遣し、併せて、取組の経費の一部を補助した。

(ウ) 研修の実施

国の「意思決定支援ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向けの研修を実施した。(6回開催、362名参加、2～3月に4回開催予定)

(エ) 実践報告会の開催

障害者支援施設の支援者が、意思決定支援に取り組む好事例を共有する「実践報告会」を開催した。(3回開催、103名参加)

イ 令和7年度の実施の方向性

「県版ガイドライン」の普及や専門アドバイザーの派遣などを行い、県内全域の障害者支援施設における意思決定支援の実施を、さらに推進していく。

(2) 条例の普及啓発に係る主な取組

ア 令和6年度の実施

(ア) 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せ、イベント等で条例を周知するリーフレットを配布した。
- ・ 「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラム in 神奈川2025」

を開催した。（令和7年1月25日、26日）

(イ) 若年層に対する取組

- ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい当事者を講師とした出前講座を行った。（小学校12校（12回）、中学校4校（4回）、高等学校3校（5回））
- ・ 県内の大学と連携し、当事者目線の障がい福祉に関する授業を行った。（横浜創英大学、神奈川工科大学など10校（11回））

(ウ) 障がい当事者団体に対する取組

- ・ 障がい当事者団体が主体的に行う条例勉強会を行った。（9月15日）
- ・ 当事者団体の打合せに参加し、本人の会ネットワークづくり等の取組を支援した。（全4回）

(エ) 障害福祉サービス提供事業者等に対する取組

- ・ 職員研修や当事者の学習会等で活用することを目的に、希望する障害福祉サービス提供事業者等に条例の「みんなで読める版」を追加配布した。（104事業所、計2,204冊）
- ・ 障がい者雇用に向けた企業交流会等において、条例のリーフレットの配布及び説明を行った。（3回、54事業所参加）
- ・ 市町村及び県内障害者支援施設等に向け、条例及び意思決定支援の内容を学ぶオンライン研修を行った。（20市町村、15施設等参加）

(オ) 県職員に対する取組

- ・ 新任管理職研修や新採用職員研修、福祉職専門研修等の階層別・職種別研修を行った。
- ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修を福祉職新採用職員等に行った。
- ・ 各所属の「当事者目線の障がい福祉施策推進主任者」を対象に研修を行った。

イ 令和7年度の実施方針

条例の理念の実現に向けて、さらに多くの県民が当事者目線の障がい福祉を理解し、実践につながるよう、障がい当事者等と連携するなどして、効果的な普及啓発に取り組んでいく。

4 「かながわ子ども・若者みらい計画」の策定について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県こども計画」等として、「かながわ子ども・若者みらい計画」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和7年度を初年度とする新計画案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和6年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に新計画素案を報告 新計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和7年2月	神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）で新計画案を審議

(2) 策定のポイント

ア 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

イ 基本方針

- (ア) すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること
- (イ) 父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること
- (ウ) 社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

ウ 主要施策

- (ア) 子ども・若者の社会参画・意見反映
政策決定過程への子ども・若者の参画促進や、子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成等の取組
- (イ) ライフステージを通じた重要事項
子どもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援や児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへ

の支援等の取組

(ウ) ライフステージ別の重要事項

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保や居場所づくり等の取組

(エ) 子育て当事者の不安解消のための施策

子育てや教育に関する経済的負担等の軽減や、ひとり親家庭への支援等の取組

(オ) 子ども・若者を地域でともに育む施策

子ども・若者、子育てに関わる人材の確保や子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備等の取組

エ 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

教育・保育サービスについて、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めるとともに、供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する、教育・保育に従事する人材の必要見込み数を定める。

オ 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、施策の実施状況等について、子ども・若者の目線に立って点検・評価し、審議会で審議するとともに、その結果を公表する。

(3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和6年12月11日～令和7年1月9日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、かながわ子育てパーソナルサポートを通じた周知、県機関での閲覧、関係団体への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 245 件（意見提出件数は 209 件）

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
1 基本理念等に関する意見	2
2 子ども・若者の社会参画・意見反映に関する意見	18
3 ライフステージを通じた重要事項に関する意見	78
4 ライフステージ別の重要事項に関する意見	60
5 子育て当事者の不安解消のための施策に関する意見	56
6 子ども・若者を地域でともに育む施策に関する意見	19
7 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数に関する意見	0
8 計画の達成状況の点検・評価に関する意見	1
9 その他	11
計	245

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
A 計画案に反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）	12
B 計画案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関するもの	66
C 今後の取組の参考とするもの	157
D 計画に反映できないもの	0
E その他（質問・感想など）	10
計	245

(エ) 主な意見

A 計画案に反映した意見

- ・ 大人を含む全ての人が生きやすい世の中をまず作る必要がある、ということを基本理念かどこかに入れてほしい。

B 計画案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見

- ・ 言った意見にコメントしてくれるのが楽しみ。この取組が続くといい。

C 今後の取組の参考とする意見

- ・ 高校までの義務教育に向けて無償化

E その他（質問・感想など）

- ・ 学童にレゴがあったら楽しいと思う。

(4) 審議会での委員からの意見

- ・ 子ども・若者の意見聴取にあっては、意見の聴き方を工夫し、意見を言いづらい方からも意見を聴いてほしい。
- ・ 意見を聴取された当人も、自身の意見がどのように活用されるのかを気にしているので、分かりやすくフィードバックしてもらいたい。
- ・ 子どもが自由な発想でやってみたいことに挑戦できる、できるだけ禁止事項の少ない遊び場が求められている。

(5) 素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメント及び審議会を踏まえて一部の文言を修正及び追記した。
- ・ 令和7年度当初予算案に計上している新規事業を追加した。

(6) 今後のスケジュール

令和7年3月 新計画の策定

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわ子ども・若者みらい計画」案

5 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定について

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」について、計画期間（令和2年度～令和11年度の10年間）の前期末（令和6年度）に進捗状況を検証し、後期（令和7年度～令和11年度）の計画を見直すこととしており、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|--------------------|--|
| 令和6年12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 令和6年12月
～令和7年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和7年2月 | 児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会合同開催）において改定計画案を審議 |

(2) 改定のポイント

ア 基本方向と全体像

- (ア) 社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指す。
- (イ) 子どもを中心として、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組を子どもの目線に立って進める。
- (ウ) 子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、「子ども自身がつととともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくこと（以下「パーマネンシー」という。）」を実現する。

イ 代替養育の需要量と供給量

里親・ファミリーホームへの委託及び児童養護施設等への入所が必要な子どもの数（需要量）と、里親登録世帯数及び児童養護施設等の定員数（供給量）について、計画期間中の各年度における見込み数を定める。

ウ 具体的な取組

- (ア) 子どもの権利擁護の推進
子どもの意思形成と意見表明のための支援や、子どもの意見を聴き、代弁する支援、子どもの権利擁護に係る環境整備等の取組

(イ) 子どもと家庭を地域で支援する取組の推進

児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化、子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護、市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援等の取組

(ウ) 家庭と同様の環境における養育の推進

子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築、里親等への委託の推進、児童養護施設等の高機能化等の取組

(エ) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握、成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進の取組

エ 計画の進捗管理・評価

毎年度、評価指標により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告する。

なお、今回の改定に当たっては、子ども、里親、施設、市町村等に対しアンケートやヒアリングを行ったが、今後の進捗状況の点検・評価、計画の見直しについても、子ども本人を含む当事者等の意見を踏まえて行っていく。

(3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和6年12月19日～令和7年1月18日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、神奈川県庁広報X（旧Twitter）への投稿、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 42件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画全体に関する意見	3
b 子どもの権利擁護に関する意見	1
c 一時保護に関する意見	1
d 地域との連携に関する意見	2
e 妊産婦等への支援に関する意見	2
f 児童相談所に関する意見	4
g パーマネンシー保障に関する意見	1
h 里親制度に関する意見	3
i 児童養護施設等に関する意見	8
j 障害児への支援に関する意見	6
k 自立支援に関する意見	11
計	42

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画改定案に反映したもの	11
b 計画改定案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	3
c 今後の施策や取組の参考とするもの	26
d 計画改定案に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	2
計	42

(エ) 主な意見

a 計画改定案に反映した意見

- ・ 深刻な状況にある子どもたちの早期発見、関係機関との連携、必要な人材の育成等について関係者が理解を深めていく計画であるべき。

b 計画改定案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 成人年齢が18歳になったため、高校卒業後すぐに自立しなければならない子どもに、社会生活を送る上で必要な養育の強化

をお願いしたい。

- c 今後の施策や取組の参考とする意見
 - ・ 施設現場の職員が研修に参加できるよう、受講費用の助成や代替職員の確保などの支援は欠かせない。
- e その他（感想・質問等）
 - ・ 子育ては甘いものではないということを国民一人一人が結婚前から自覚すべきである。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 「指標編」として、計画の目標値や指標を追記した。
- ・ パブリック・コメントを踏まえ、文言の追加や修正を行った。

(5) 今後のスケジュール

令和7年3月 児童福祉審議会において改定案を報告
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料2 「神奈川県社会的養育推進計画」改定案

参考資料3 「神奈川県社会的養育推進計画」改定案 指標編

6 神奈川県いじめ問題再調査会による調査結果について

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、学校でいじめの重大事態が起きた場合、学校は県に発生を報告した上で事実関係を調査する必要がある。県は学校からの調査結果の報告を踏まえ、必要があると認めるときはその調査結果について再調査を行うことができる。

平成26年5月に県内の私立高等学校（以下「当該学校」という。）で発生したいじめの重大事態について、令和2年3月に当該学校から調査報告書が提出された。

県は調査報告書の内容等を踏まえ、再調査が必要と判断し、令和3年4月に「神奈川県いじめ問題再調査会」（以下「再調査会」という。）を設置し再調査を行った。このたび、再調査に係る報告書を取りまとめたので、その内容等について報告する。

(1) 事案の概要

平成26年5月に当該学校1年生の女子生徒（以下「当該生徒」という。）が、同級生4人からいじめを受けたとの自筆書面を作成して自傷行為に及び、重篤な意識障害が生じた。

(2) これまでの経過

平成26年5月	事案発生
平成28年9月	県等の指導により、当該学校がいじめの重大事態発生報告を県に提出
12月	当該学校が法に基づく第三者委員会を設置し、調査を開始
令和2年3月	当該学校が調査報告書を県に提出。調査報告書では、いじめと自傷行為との因果関係を否定
5月	当該生徒保護者が、調査報告書の内容に疑義があることを理由に県に再調査を求める意見書を送付
令和3年2月	第三者委員会の調査報告書の内容と当該生徒保護者からの意見を踏まえ、県は再調査が必要と判断
4月	県が再調査会を設置し、再調査等について諮問
令和7年3月	再調査会が県に再調査報告書を答申

(3) 再調査会の主たる検討事項

- ・ 本事案に関する事実関係の解明及びいじめの重大事態に相当するか

の判断

- ・ 本事案発生前後の当該学校の対応の適正性及び第三者委員会の調査終了に至るまでの当該学校の対応の適正性
- ・ 私立学校を所轄する県私学振興課の対応の適正性

(4) 再調査報告書の概要

ア いじめとしての認定

同級生4人の行動や態度によって当該生徒が辛い思いをしたという、いじめを疑うべき事実があったと確認でき、本事案はいじめとして認知されるべき事案と判断する。

イ 自傷行為との因果関係

- (ア) 当該生徒の自傷行為は、同級生4人の行動や態度がなにがしか影響を及ぼしたと考えるのが自然である。
- (イ) いじめと自傷行為の因果関係に関しては、程度は不明ではあるが影響を及ぼしたものと推認し、重大事態に相当すると判断する。

ウ 当該学校等の対応の問題点

(ア) 当該学校

いじめの重大事態の報告や調査手続き等、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に則していない対応があった。

(イ) 県私学振興課

法等に則していない当該学校の対応について、指導を続けるべきであった。

エ 提言

- (ア) 当該学校は、法を正しく理解し、国の基本方針等に沿って、いじめの未然防止、早期発見等適切な対処ができるように変わること。全教職員が法を熟読し、国の基本方針等に沿った行動ができるよう丁寧な研修が行われること。
- (イ) 県私学振興課は、法に則って指導・助言を行う立場であることを自覚し、適切に対応できるよう、文部科学省とも連絡を密にし、法を正しく理解すること。

(5) 今後の取組

- ・ 当該学校に対し、報告書の内容について説明するとともに、法第31条第3項の規定に基づき、同種の事態発生防止のための措置について、報告を求める。
- ・ 本件再調査報告書について、同種の事態発生防止のため、県内私立学校と県教育委員会に周知する。

<別添参考資料>

参考資料4 神奈川県いじめ問題再調査会第一部会調査報告書

7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和6年7月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランの推進

ア 現状

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

(ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、まずは、生育歴の充実に向けて取組を進めている。

a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者86名中18名のカンファレンスを実施し、26名について園内での事前協議を実施（令和7年1月現在）

(イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数51名、延べ967名が参加（令和6年4月～令和7年1月）

b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
- ・ 利用者と地域の小学生らが一緒に麦畑で農作業を実施

c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ25名、グループホームへ2名が利用（令和5年8月～令和7年1月。この間、グループホームへ移行した利用者は除く。）

(ウ) いのちを守る施設運営

「8 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会等について」で別途報告

(エ) 施設運営を支える仕組みの改善

- a 利用者満足度調査の実施に向けた調査方法の検討
- b ICF（国際生活機能分類）の評価シートの作成

イ 課題への対応

- ・ 停滞しているアクションプランの取組を進めるため、園と本庁の幹部職員がチームを組み、まずは利用者の生育歴の作成等を進めている。
- ・ 取組内容ごとに進捗状況や停滞する課題を把握できるよう、園とともにTODOリストを作成している。

（例）生育歴の作成

TODOリスト	進捗状況	課題・懸案
入所前の暮らしを訪問 （自宅、学校等）	／	
家族や前施設担当者から 生育歴を聞き取り	／	聞き取り相手の協力姿勢に 温度差がある。
担当者が成育歴を作成、 寮会議で説明し、共有	／	担当によって出来栄えにば らつきがある。
課長・寮長が内容を確認・ 把握	／	課寮長が支援現場に入って しまい、確認できない。
園長・副園長・支援部長を 交えた事前協議の実施	／	カンファレンスに出せない 未成熟なものも多い。
アドバイザーカンファレ ンスの実施	／	
誰でも確認できるよう、 園内で共有	／	
随時、エピソードの追加・ 更新	／	

- ・ また、令和7年4月には、アクションプランの取組を積極的に進めるため、モデル寮を園内に設置し、当事者目線に立った支援を実践し、効果的な取組を園全体に広げていく予定である。

(2) 職場環境の改善

ア 現状

- ・ 職員の不安等を解消するための取組として、アクションプランに基づき、園職員向けアンケートを実施した。
- ・ 仕事をする中で困っていることとして回答があった上位4項目（組織体制、ハラスメント、利用者支援、勤務体制）の改善を進めている。

イ 課題への対応

- ・ 令和6年12月6日、園職員向けにアンケート結果についての説明会を開催し、職場環境の改善に向けた意見交換を実施した。
- ・ 令和7年1月29日、知事が園を訪問し、職員から支援現場の生の訴えを聞き、現場で起きている問題を把握した。今後、知事が先頭に立って、問題解決を図っていく。

8 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会等について

中井やまゆり園におけるいのちに係る深刻な課題や、令和6年10月22日に設置した県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会（以下「改革委員会」という。）等について報告する。

(1) いのちに係る深刻な課題

ア 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備（平成12年）で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代である。また、車椅子を利用している24名のうち、17名は入所後に車椅子を利用するようになった。

イ 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は34名、食事形態に配慮が必要な利用者は57名と食事リスクのある利用者が多い。

ウ 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加（令和5年度42名、令和6年度44名）している。（令和6年10月現在）
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 健康管理に必要な知識が不十分で、職員が日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

(2) 改革委員会の状況

ア 開催状況

（第1回）令和6年12月18日（水）

- 議 題 ○ 園での健康課題の検討
○ 事例に基づく検討

（第2回）令和7年1月28日（火）

- 議 題 ○ 施設で起こるエラー（不適切支援）の定義・改善に向けた対応
○ 個別事例に基づく検討

- 指摘を受けての園の改善事項
- 中間報告に向けて 等

イ 主な意見

- ・ 園の医療体制そのものや情報共有のあり方、医療従事者同士及び医療従事者と福祉職との連携に関するガイドラインやマニュアル等のルール作りが急務である。
- ・ 記録が不十分であり、PDCAがうまく機能していない。
- ・ 言葉で意思表示できない利用者の体調変化に気付けるよう、支援員は家庭看護レベルの対応をしっかりとできるようにする必要がある。
- ・ 通院や受診の際、話すことのできない利用者の代わりに症状を説明するため、職員の伝える力の育成が必要である。
- ・ 第1回で議論した事例の検討を継続すべきである。

ウ 今後の対応

今年度中に第3回の改革委員会を開催し、健康課題に係るガイドラインを作成するとともに、様々な事故等を職員がためらわず報告できる仕組みの構築を目指し、中間報告書をまとめる予定。

(3) 園の医療体制の拡充

- ・ 障害福祉分野で活躍していた医師である医務統括は、週1回程度、利用者の健康状態を直接確認した上で、健康診断や服薬状況などの客観的なデータをもとに、利用者の健康上の問題等について園職員に対して助言を行っている。
- ・ また、看護師である医務統括補佐は、医務統括が速やかに医療の判断するための情報提供等の役割に加え、医療安全管理などの知見に基づき、健康診断データの注意点等について園職員に対して助言を行っている。

(参考：改革委員会 委員一覧)

名前	所属
植田 耕一郎	学校法人日本大学歯学部 特任教授 医療法人社団光生会陵南診療所摂食リハビリテーション 嚥下部長
上野 正文	中井やまゆり園 医務統括補佐
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 支援力向上推進室
児玉 安司 (委員長)	学校法人東京医科大学 理事 一橋大学法科大学院 客員教授 社会福祉法人武蔵野 理事
佐藤 彰一	学校法人國學院大學 名誉教授
椎 崇	学校法人北里大学研究所 北里大学病院 薬剤部
高原 浩	フェスティーナレンテ株式会社 代表取締役 CEO、統括施設長
田中 和美	県立保健福祉大学 栄養学科長
中西 晴之	社会福祉法人グリーン 理事長
名倉 美紀	株式会社コロロ発達療育センター 公認心理士
野崎 秀次	医療法人社団康心会汐見台病院 精神保健指定医
羽生 裕子	社会福祉法人コロロ学舎 児童支援部長
森 俊樹	社会福祉法人恩賜財団済生会神奈川県病院 副院長
山崎 元靖	健康医療局医務担当部長

9 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 地方独立行政法人制度の概要

- ・ 地方独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施される必要のある事務及び事業で、地方公共団体が自ら実施する必要はないが、民間主体にゆだねた場合には実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるために、地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設立する。
- ・ 都道府県が新たな地方独立行政法人を設立する場合には、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 設立目的

- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。
- ・ こうした新たな福祉施策に全国に先駆けて取り組んでいくフロントランナーとなるために、新たな地方独立行政法人を設立する。

(3) 設立時期

- ・ 科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を実践し、必要な人材を育成するといった全国に先駆けた福祉の大改革を一日でも早く進めていくためには、速やかに法人を設立する必要がある。
- ・ 法人の設立準備には最短でも方針決定から2年程度の期間を要するため、令和8年4月に設立する。

(4) 法人の取組

ア 科学的な福祉の研究及び実践

福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立

ったやさしくあたたかい支援を確立し、障害者の可能性を広げる。

(取組例)

- ・ どのような支援が利用者への共感力や利用者・支援者双方の満足度の向上につながるかを定量化する。
- ・ 福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援がどのような効果を上げたのかを定量化する。

イ 人材育成

科学の視点を取り入れた支援を実践し、それを広めていくことができる人材を育成し、広く輩出する。

(5) 設立準備の状況

ア 検討状況

(ア) 法人の基本的事項

組織の基本的事項を定める定款について、今定例会に議案として提出した。

(イ) 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする組織体制の検討を進めている。

(ウ) 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で進めている。

(エ) 財務・会計制度

財務・会計制度の検討及び法人に出資する財産の整理・測量等を進めている。

(オ) 情報システム

情報システム基本計画に基づき、事業者に対して情報提供依頼（R F I）を実施し、調達に向けての準備を進めている。

イ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQ O Lの向上に与える影響の検証や、利用者の機能回復プログラムの作成、利用者や支援者の幸福度の定量化による分析等のプレ研究を実施する。
- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

ウ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(ア) 県職員の派遣

新たな法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、職員を派遣する。

そのため、令和7年1月16日に第1回福祉職向け説明会を実施するとともに、庁内ポータルを開設して法人に関する情報の発信を行っている。

(イ) プロパー職員の確保

法人の職員募集案内を作成し、大学等に広く周知するとともに、職員採用試験の募集を令和7年3月3日から開始した。

(第1回職員採用試験の概要)

募集分野 福祉職

募集人数 40名程度

募集期間 令和7年3月3日～4月30日

採用予定日 令和8年4月1日

※第2回職員採用試験の募集については、令和7年5月中旬～6月下旬に予定している。

エ 施設整備等

- ・ 令和7年度に法人の役員室や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークを作成する。

オ 今後のスケジュール

令和7年中 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置

以下の議案を上程

- ・ 中期目標案
- ・ 法人に承継させる権利を定める議案
- ・ 法人に係る重要な財産を定める条例案
- ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の改正案

令和8年3月 総務大臣による法人の設立認可
4月 法人の設立

地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人の定義

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第2条第1項抜粋）。

2 地方独立行政法人の種類（下線が新たな法人に該当する分類）

(1) 職員の身分による分類

ア 一般地方独立行政法人（非公務員）

イ 特定地方独立行政法人（公務員）

※ 特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるもの（法第2条第2項抜粋）」に限定される。

(2) 業務による分類

ア 公立大学法人

イ 公営企業型地方独立行政法人（病院事業の経営など）

ウ その他の地方独立行政法人（試験研究、社会福祉事業の経営、公共的な施設の設置及び管理など）

(3) 設立形態による分類

ア 移行型地方独立行政法人

※ 法人成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を法人成立の日以後行うもの。

※ 県職員の引継ぎ（承継又は非承継）については、職種や採用時の条件に応じて今後調整していく。

イ 新設型地方独立行政法人

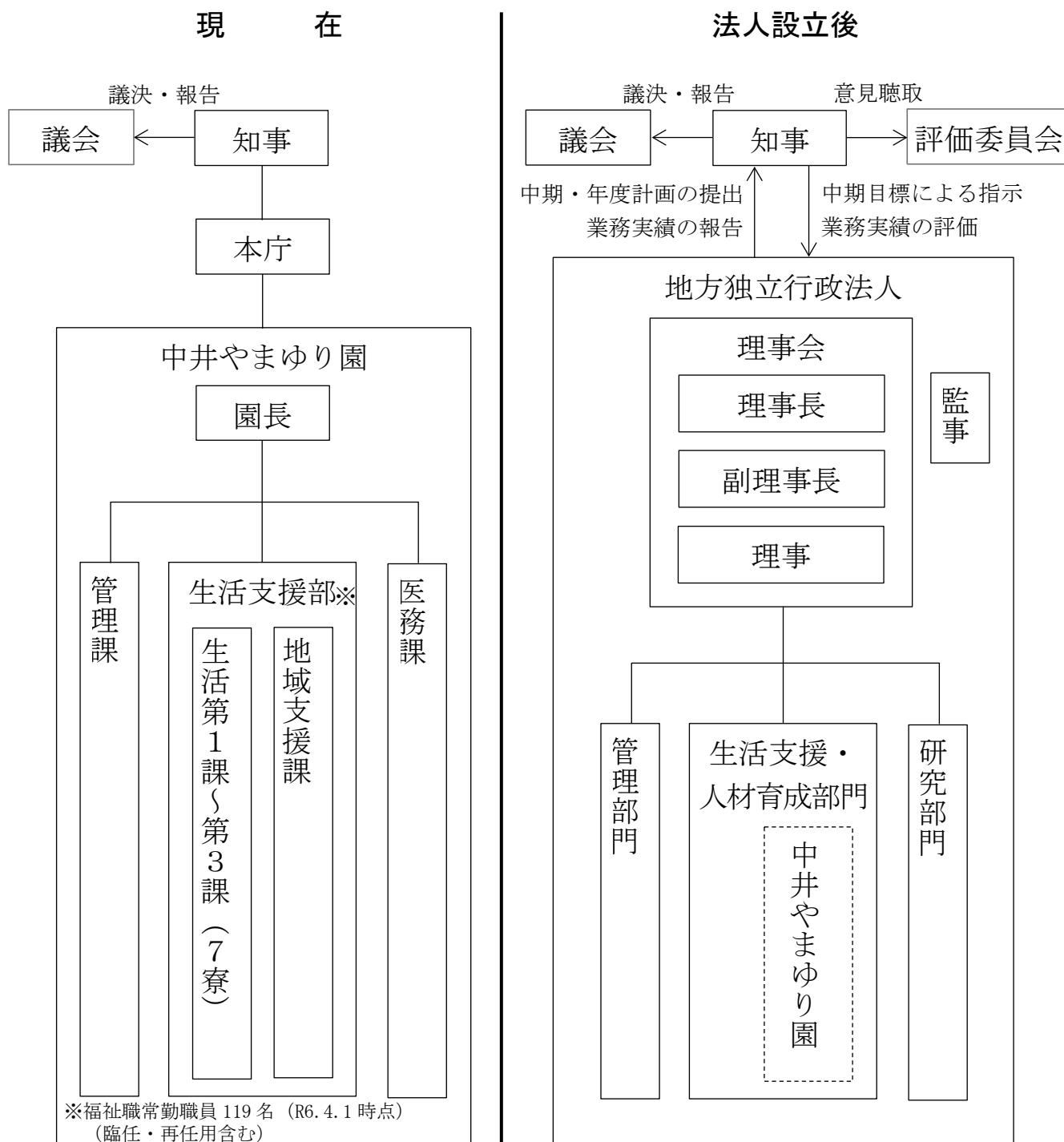
3 運営体制（県と地方独立行政法人との関係）

- ・ 県が法人を設立し、県知事が法人の理事長を任命。
- ・ 県が議会の議決を経て法人に中期目標を示し、その目標に対して法人

が策定する中期計画を知事が認可して、その計画に基づき法人が運営。

- ・ 県が法人の業務実績について地方独立行政法人評価委員会に意見を聴取した上で評価。
- ・ 県は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。

＜新たな地方独立行政法人の組織イメージ＞



10 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証について

県立中井やまゆり園の元利用者が、令和6年7月4日に転居先の千葉県長生村で死亡した事案について、報告する。

(1) これまでの対応経過

ア 検証チームの設置

元利用者に関わりのある県内の支援機関とともに、転居前の生活や支援状況を振り返り、地域での生活を支えるために必要な支援等について検証をするため、「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」（以下「検証チーム」という。）を設置した。

(7) 構成員

（座 長）佐藤 彰一氏（國學院大學名誉教授）

（支援機関）中井やまゆり園、支給決定自治体、相談支援事業所、短期入所事業所、障害サービス課

(4) 開催状況

（第1回）令和6年8月27日（火）

議 題 ○ 検証チームの進め方
○ 支援機関ごとの検証

（第2回）令和6年9月12日（木）

議 題 ○ 検証チームの進め方
○ 支援機関ごとの検証
○ 支援機関の連携についての検証
○ 制度や仕組みの検証

（第3回）令和6年10月28日（月）

議 題 ○ 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム
中間報告書（案）について
○ 今後の検証について

イ 中間報告書について

検証チームとして、令和6年12月10日に中間報告書を公表し、これまでの対応について各支援機関の振り返りと、同様の事案の発生を防ぐための各論点等について、中間取りまとめとして整理した。

(2) 現在の対応状況

元利用者及び家族と関わりがあった関係機関に対し、順次ヒアリング

調査を行っており、家族に対するヒアリング調査についても、今後の公判の状況を確認しながら実施する予定。

(3) 今後のスケジュール

令和7年3月12日	判決予定
3月中旬	第4回検証チーム会議
3月下旬以降	最終報告書の取りまとめ

11 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

障害者支援施設や障害者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査を実施しているので報告する。

(1) 趣旨

県は、障害の特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考えており、国の動向を注視しながら、施設等を利用できない方の実態を調査する。

(2) 調査概要

ア 目的

施設等の利用を希望する方の理由やその背景を確認し、量的な対応だけでなく、質的にも充足できるような対応を検討する。

イ 調査対象

- (ア) 県内全市町村
- (イ) 基幹相談支援センター
- (ウ) 障害当事者・家族

※ 障害者支援施設は、国が着手した実態調査により把握する。

ウ 主な調査内容

- (ア) 障害当事者の状況
 - ・ 障害支援区分
 - ・ 障害福祉サービス等の支給決定状況
 - ・ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 など
- (イ) 家族等の状況
 - ・ 主に介護をしている人の年齢や就労状況等
 - ・ 主に介護をしている人以外の家族の状況 など
- (ウ) 施設等の利用を希望する方の意向
 - ・ 障害当事者、家族、自治体、関係機関などの主体の特定
 - ・ 希望しているサービスの種類及び量
 - ・ 家族が入所を希望する理由 など
- (エ) 障害当事者が居住する地域の社会資源の状況

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況
 - ・ 重度訪問介護等のサービス提供状況 など
- (ウ) 障害当事者をめぐる支援体制の整備状況
- ・ 障害者団体、NPO、保健福祉サービス等の状況 など

エ 調査方法

令和6年12月24日に市町村及び市町村を通じて基幹相談支援センターにアンケート調査を実施。

県都市町村は令和7年1月31日までの回答期限とし、政令指定都市及び中核市は令和7年3月31日までの回答期限とした。

さらに、必要に応じてヒアリングを実施する。

オ 調査結果

現在集計中（別紙参照）

(3) 対応の方向性

本調査は、県だけでなく、調査を通じて各市町村が実態を把握し、適切に対応を進めることも狙いの一つとしている。そのため回答を取りまとめた各市町村が、把握した情報を元に、あらためて地域で困難に直面している障害者への支援を速やかに進めるよう、県から通知を発出した。

引き続き、政令指定都市及び中核市からの回答を加えた上で、分析を行うとともに、中井やまゆり園元利用者の死亡事案のような事件が二度と発生しないように対応策の検討を進める。

対応の方向性としては次のとおり。

- ・ 施設等の空き情報の共有や入所調整の仕組み作り
- ・ 地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の機能強化
- ・ 虐待を受けている可能性があるなど、緊急度の高い方の見守りの仕組み作り

(4) 今後のスケジュール

令和7年3月下旬	政令指定都市及び中核市の回答期限
4月以降	対応策の検討

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査 【令和6年12月24日実施】

※現在集計中（令和7年2月12日時点 25/29市町村）

1 基本情報

（1）サービス種別ごとの希望状況

居住系合計（①＋②＋③）		263名
	①障害者支援施設のみ	99名
	②障害者支援施設＋GH	76名
	③GHのみ	88名
短期入所合計（④＋⑤）		203名
	④短期入所のみ	74名
	⑤短期入所＋居住系サービス	129名

（2）平均年齢

①障害者支援施設のみを希望	40.9歳
②障害者支援施設＋GHを希望	40.5歳
③GHのみを希望	41.8歳
④短期入所のみを希望	33.8歳
⑤短期入所＋居住系サービスを希望	35.4歳

（3）障害種別

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害	未記載※	合計	※市町村に確認中
①障害者支援施設のみ	7名	34名	11名	39名	8名	99名	
②障害者支援施設＋GH	10名	43名	0名	22名	1名	76名	
③GHのみ	5名	35名	25名	20名	3名	88名	
④短期入所のみ	3名	18名	4名	49名	0名	74名	
⑤短期入所＋居住系サービス	10名	64名	2名	52名	1名	129名	
合計	35名	194名	42名	182名	13名	466名	

（4）障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・その他	合計
①障害者支援施設のみを希望	0名	0名	4名	12名	23名	53名	7名	99名
②障害者支援施設＋GHを希望	0名	1名	5名	10名	26名	34名	0名	76名
③GHのみを希望	0名	11名	14名	21名	14名	12名	16名	88名
④短期入所のみを希望	0名	3名	7名	7名	10名	40名	7名	74名
⑤短期入所＋居住系サービスを希望	0名	4名	5名	19名	32名	65名	4名	129名
合計	0名	19名	35名	69名	105名	204名	34名	466名

2 障害者支援施設の利用希望状況

（1）利用を希望する方

	①施設のみ	②施設＋GH	合計
本人	3名	2名	5名
本人と家族	8名	4名	12名
本人と家族と関係機関等	1名	5名	6名
家族	50名	34名	84名
家族と関係機関等	10名	16名	26名
市町村、関係機関等	9名	6名	15名
その他	18名	9名	27名
合計	99名	76名	175名

（2）利用を希望する主な理由（複数回答）

	①施設のみ	②施設＋GH	合計
主たる介護者が高齢または病気・療養のため	66名	51名	117名
主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため	27名	38名	65名
父子・母子家庭	10名	11名	21名
虐待のリスクが高い	5名	8名	13名
今後の利用見込みや緊急時の備え	24名	17名	41名
その他※	24名	26名	50名

※サービスの資源不足、車いす対応のGHがない、退院先など

(3) 障害の状況	①施設のみ	②施設+GH	合計
行動障害を有する方	35名	42名	77名
重心認定がある、もしくは重心相当の方	8名	1名	9名
医療的ケアを要する方	1名	3名	4名
上記以外	55名	30名	85名
合計	99名	76名	175名

(4) どれくらいの時期に入所したいか	①施設のみ	②施設+GH	合計
今すぐ入所したい・させたい	16名	22名	38名
概ね1年以内に入所したい・させたい	14名	11名	25名
1～2年以内に入所したい・させたい	10名	10名	20名
その他	59名	33名	92名
合計	99名	76名	175名

3 グループホームの利用希望状況

(1) 障害種別 ※再掲	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等	重複障害	未記載※	合計	※市町村に確認中
②障害者支援施設+GH	10名	43名	0名	0名	22名	1名	76名	
③GHのみ	5名	35名	25名	0名	20名	3名	88名	
合計	15名	78名	25名	0名	42名	4名	164名	

(2) 障害支援区分 ※再掲	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・その他	合計
②障害者支援施設+GHを希望	0名	1名	5名	10名	26名	34名	0名	76名
③GHのみを希望	0名	11名	14名	21名	14名	12名	16名	88名
合計	0名	12名	19名	31名	40名	46名	16名	164名

(3) 障害の状況	②施設+GH	③GHのみ	合計
行動障害を有する方	14名	18名	32名
重心認定がある、もしくは重心相当の方	0名	2名	2名
医療的ケアを要する方	0名	0名	0名
上記以外	62名	68名	130名
合計	76名	88名	164名

4 短期入所の利用希望状況

(1) 障害種別 ※再掲	身体障害者	知的障害者	精神障害者	重複	その他	合計
④短期入所のみ	3名	18名	4名	49名	0名	74名
⑤短期入所+居住系サービス	10名	64名	2名	52名	1名	129名
合計	13名	82名	6名	101名	1名	203名

(2) 障害支援区分 ※再掲	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・その他	合計
④短期入所のみを希望	0名	3名	7名	7名	10名	40名	7名	74名
⑤短期入所+居住系サービスを希望	0名	4名	5名	19名	32名	65名	4名	129名
合計	0名	7名	12名	26名	42名	105名	11名	203名

(3) 障害の状況	④短期のみ	⑤短期+居住	合計
行動障害を有する方	23名	87名	110名
重心認定がある、もしくは重心相当の方	11名	9名	20名
医療的ケアを要する方	0名	3名	3名
上記以外	40名	30名	70名
合計	74名	129名	203名

(4) 利用を希望する主な理由（複数回答）	④短期のみ	⑤短期+居住	合計
介護者等のレスパイト	34名	70名	104名
主たる介護者が高齢または病気・療養のため	25名	64名	89名
主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため	15名	27名	42名
自立生活に向けた経験	22名	31名	53名
入所施設利用に向けた経験	10名	51名	61名
入所施設等入所までの利用	0名	16名	16名
その他(家族と本人の折り合いがよくない等)	17名	38名	55名

12 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について

社会福祉法人かながわ共同会（以下「共同会」という。）が設置した第三者委員会が公表した、「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」（以下「中間報告書」という。）を受けての県の対応等について報告する。

(1) これまでの経過

令和5年11月	元職員による利用者の骨折事案が発生 共同会が県に改善計画（第1次）を提出
12月	別職員による利用者の額をスプーンで叩く事案が発生
令和6年3月	県が共同会に対して行政処分（新規入所者の受入停止6か月間）を実施
4月	共同会が第三者委員会を設置 共同会が県に改善計画（第2次）を提出
6月	元職員が、公判で「自分の部署では半数程度の職員が虐待に関わっている。」などと証言
9月	第三者委員会が共同会に中間報告書を提出（30日）
10月	第三者委員会が県へ虐待疑い事案38件を情報提供（4日） 県が関係自治体へ虐待通報（7、8日） 第三者委員会が中間報告書を公表（10日） 県及び共同会が支援改善チームを立ち上げ

(2) 共同会の対応状況

ア 共同会による支援改善チームの立ち上げと改革実行プランの策定

共同会は、法人内に支援改善チームを新たに設置し、愛名やまゆり園（以下「園」という。）の改善に向けた取組を開始した。第三者委員会の上承を得た上で、令和7年1月、「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」（以下「改革実行プラン」という。）を作成し、令和7年2月10日に県に提出した。

イ 改革実行プランの概要

改革実行プランは、①組織を変える、②意識を変える、③暮らしを

変える、の3つの目標のもとに、中間報告書での指摘にすべて対応する計画となっており、進捗管理のため、新たに「(仮称) 法人改革アドバイザー会議」を設置することとしている。

また、共同会の第6期中期計画と令和5年度に起きた虐待事案に対する改善計画（第1次、第2次）の取組も総括・整理した上で、抜本的な法人改革及び園の改善等に取り組むこととしている。

(3) 県の対応状況

ア 中間報告書で指摘された虐待が疑われる事案への対応

県は、令和6年10月8日以降、「障害者虐待防止法」に基づき、関係自治体と合同で加害が疑われる職員等へヒアリング調査等を実施した。

令和6年10月28日からは、「障害者総合支援法」第48条の規定に基づく特別監査に切り替え、調査を進めた。

その結果、利用者への虐待や、不適切支援があったことを確認しており、令和7年2月、共同会に対し監査の実施結果を伝達した。

イ 中間報告書で県が検証すべきとされた事項等への対応

県は支援改善チームを立ち上げ、検証、考察の上、その内容と対応策を『「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書（案）』としてまとめた。

(ア) 事実確認

中間報告書で指摘された3項目と、県が必要と判断した2項目について、当時の職員へのヒアリングなどにより、事実確認を行った。

a 中間報告書で県が検証すべきとされた3項目

(a) かながわ福祉プラン基本計画の未達成（個室化等について）

- ・ 園の施設整備は、昭和55年度からの「やまゆり計画」で実施され、かながわ福祉プラン基本計画の実行計画（平成3年度～）には位置付けられていなかった。
- ・ 県は、共同会に委託した平成12年度以降、個室化等の生活環境の整備をせず、現在、各寮に多床室が残っている。
- ・ 住居部だけでなく、地域サービス棟の改修もしておらず、日中活動に利用できていない。
- ・ 共同会は、多床室に簡易的な間仕切りを設けるなど、利用者の生活環境の工夫をしていた。

(b) 県直営施設で行われていた支援内容とその影響について

- ・ 県直営時は居室施設等の身体拘束が行われ、当時を知る家

族から、利用者が職員を怖がる様子について話があった。

- ・ 園の運営を引き継いだ共同会は、支援を見直し身体拘束の減少につながった、と引継ぎをした県職員、引継ぎを受けた共同会職員の双方から話があった。
- ・ 令和2年度の県立施設の支援検証の結果を踏まえ、身体拘束の解消等、県は、当事者目線で改善を進めたが、現場に理念等が十分に伝わらず、支援環境の見直しもしなかった。

(c) 神奈川県強度行動障害対策事業の総括について

- ・ 県は、平成9年度から強度行動障害対策事業を開始したが、施設の中で行動障害の点数を下げることを目的化し、地域生活移行は進まず、利用者の生活は改善されなかった。
- ・ 事業が身体拘束や過剰な刺激の抑制に至ったと考えられ、県は事業を廃止したが、廃止の理由や、行動障害等により地域での生活に困っている方をどう支えるべきか、示すことができなかった。

b 県として検証が必要と判断した2項目

(a) 県の関与について

- ・ 県は身体拘束の状況を見える化し、各県立施設の自己点検とその結果を踏まえた新たなモニタリングを実施するなどにより、身体拘束は減少した。
- ・ 各県立施設の現場からは、こうした取組について、負担は大きいが効果的であった、との声があった。
- ・ しかし、こうした県の取組は、当初に定められた内容の一部しか実行できていなかった。

(b) 個別事案の対応状況について

- ・ 令和元年度以降、園から県が収受した全ての事故報告65件のうち、収受後に、県の対応が不明確なもの、園の再発防止策を県が把握していないものが計15件あった。

(イ) 考察

中間報告書の項目等に沿って確認した事実をもとに、生活環境面における課題、生活支援面における課題、県による運営指導上の課題及び地域生活支援の課題の4点に整理し、考察を行った。

a 生活環境面における課題

県は、施設で暮らす利用者の生活の質に対して対策を講じず、その結果、利用者から暮らしを奪い、閉鎖的な空間の中で利用者間のトラブルが増えるなど、利用者に負担をかけてしまった。

また、職員にとっても負担となり、何よりも、「こうした生活環境で障害者が暮らすことを県が容認している」との現場職員の人権意識等に影響を及ぼしていた可能性がある。

地域サービス棟の老朽化により日中活動の場所が不足していることも含め、早急な生活環境の改善が課題である。

b 生活支援面における課題

県直営時から管理的で閉鎖的になりやすいとされる大規模な県立施設の中で、居室施錠の対応も行っていたが、事業受託当時の園職員は、そうした支援を改善しようと施設運営にあたっていた。

しかし、県の指導や法人による施設運営が管理的になり、利用者への支援も安心安全が優先されるようになった。

その後、県は、当事者目線の支援の実現に向け、身体拘束の廃止など、園に求める支援内容や取組を大幅に変更したが、指定管理上の業務基準を見直さなかったため、指定管理者は自らの努力や現場職員の工夫で対応せざるを得なかった。

現場職員間では、「いくら言っても聞き入れてもらえない」と無力感が広がり、業務に受け身になるなど、支援に対する主体性が損なわれ、身体的・精神的な負担が増加した。

こうした状況を改善し、当事者目線の支援を進めていくには、当初想定していた民間の柔軟性を活かした施設運営や利用者支援の創意工夫、専門的な職員の育成に至っていない現状も踏まえ、県が、支援に必要な条件を整えることが課題である。

c 県による運営指導上の課題

令和3年3月に県が策定した運営指導等の改善策について、現場からは、一定の効果があると認識されていた。

見直しによる継続的かつ効果的な運営指導等の実施や、事故報告收受後の適切な対応により、虐待や不適切な支援の早期察知と未然防止が課題である。

d 地域生活支援の課題

県は、強度行動障害対策事業に関し、結果的に、本人を施設に入所させ、身体拘束や過剰な刺激の抑制に至ったとの認識から事業を廃止したが、行動障害に苦しむ本人やその家庭への支援について新たな取組を示しておらず、現場の混乱を招いた。

早急に、事業廃止の理由を現場職員や地域の関係者へ説明するとともに、行動障害などにより地域生活が困難とされる障害者を支えるといった、強度行動障害対策事業の本来の目的を果たせる

よう、これに代わる事業を検討、実施することが課題である。

(ウ) 具体的な対応策

- a 生活環境面における課題への対応
 - ・ 多床室の解消等
 - ・ 日中活動の活性化
 - ・ 短期入所の代替策の検討、実施
 - ・ 長期入所の受入停止及び短期入所の新規受入制限の検討
 - ・ 職員数と利用者数の適正化
- b 生活支援面における課題への対応
 - ・ 日中活動の活性化（再掲）
 - ・ 県福祉職の派遣を計画
 - ・ 県職員と利用者との交流の確保
 - ・ 利用者の地域での暮らしの場の確保
 - ・ 障害当事者等外部人材の活用
 - ・ 意思決定支援への県職員の関与
 - ・ 職員研修の充実
 - ・ 既存補助事業の更なる活用等
 - ・ 職員数と利用者数の適正化（再掲）
- c 県による運営指導上の課題への対応
 - ・ 県の監査及びモニタリングの改善
 - ・ 障害当事者等外部人材の活用（再掲）
 - ・ 事故報告書等を収受した後の対応手順の策定
- d 地域生活支援の課題への対応
 - ・ 県強度行動障害対策事業の代替策の検討、実施
 - ・ 短期入所の代替策の検討、実施（再掲）
 - ・ 長期入所の受入停止及び短期入所の新規受入制限の検討(再掲)

(4) 今後のスケジュール

令和7年3月 家族会への報告
 市町村への説明
 報告書の策定

＜別添参考資料＞

参考資料5 かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン

参考資料6 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」
 による県への指摘に係る検証結果報告書（案）

13 今後の愛名やまゆり園及び厚木精華園のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、愛名やまゆり園及び厚木精華園の方向性について、現在の取組状況を報告する。

(1) 愛名やまゆり園

ア 現状とこれまでの取組

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- ・ 再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進める。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ 県は、かながわ共同会より提出された「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」との整合性を図りながら、対応策をまとめた。
- ・ 将来的に目指す「地域に溶け込んだ暮らし」のイメージや再整備について、利用者、ご家族、関係団体等と意見交換を行った。

＜いただいたご意見＞

利用者：2人部屋で狭い、外の活動をしたい 等

ご家族：人員配置体制をしっかりとってほしい、日中活動を充実させてほしい、地域生活移行や規模縮小は丁寧に進めてほしい 等

当事者：施設は、地域に障がい者を受け入れる受け皿ができるまでは必要かもしれないが、将来的には廃止し、地域で暮らせると示す方がよい 等

イ 今後の対応

指定期間を2年間延長し、再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(2) 厚木精華園

ア 現状とこれまでの取組

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ 利用者、ご家族等の意見を伺い、また、民間法人等と意見交換を重ねながら、移譲方針等を検討している。
- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題、今後の運営の方向性等のヒアリングを行った。

イ 今後の対応

指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、指定期間を2年間延長し、引き続き、民間移譲に向け次の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 移譲条件の整理

(3) 今後の県によるチェック体制について

これまで、県は、愛名やまゆり園及び厚木精華園で虐待事案が発生するたびに、指定管理者制度に基づく随時モニタリング等を実施してきたが、今後、指定期間を延長する間は、次のとおり改善状況のチェック体制を強化する。

- ・ 当事者目線の支援の実践、日中活動の充実及び地域生活移行を推進するため、県職員の派遣等を計画し、法人指導を実施
- ・ 県による随時モニタリングの強化（専門家、障害当事者）
- ・ 改善策の進捗管理をする法人の第三者委員会の選任にも県が関与
- ・ 定期的な議会への報告

（参考：施設の概要）

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	120人	築38年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	112人	築29年 (多床室中心)

14 生活困窮者対策の取組について

知事を本部長とする生活困窮者対策推進本部の令和6年度の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

(1) 令和6年度の主な取組状況

令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、「子ども・若者」「女性」を含めた多様な対象、分野に関わる「孤独・孤立対策」に焦点を当て、施策を展開した。また、電気代・ガス代等の高騰による支援団体の負担を軽減するための支援金を支給した。

区分	主な事業	概要
孤独・孤立に陥っている方への支援	普及啓発	ポータルサイトの閲覧数 51,722 件 出前講座の開催 5 回 つながりネットワークの開催 1 回 支援者向け研修の開催 2 回 つながりサポーター養成講座の開催 1 回 (1 月末時点)
	住居不安定者 実態調査事業費	スマホの位置情報等を活用し、終夜営業店舗で寝泊まりする人の実態を分析 調査対象店舗数：ネットカフェ、ビデオルーム等 155 店 ネットカフェの建物に深夜、月の半分以上来場している者の数（＝位置情報で検知されたスマホ ID 個数）：1,334 件
子ども・若者への支援	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	LINE 相談 273 件、電話相談 46 件 ケアラーズカフェの立ち上げに係る 経費補助 3 か所（1 月末時点）
	メタバースを活用した社会参加支援	登録者数 624 名 総アクセス人数 402 名 総アクセス回数 896 回 相談件数 1 件 (1 月 24 日時点)
女性への支援	困難女性自立支援事業費	社会とのつながりを持ちながら自立を目指すことができる女性のための新たな支援施設を令和7年1月に開設
	女性相談一時宿泊事業費	利用泊数 4 泊（1 月末時点） ※令和6年8月から事業開始

区分	主な事業	概要
社会的に弱い立場におかれている方への支援	SNS・性的マイノリティ相談事業費	L I N E相談 200 件（1 月末時点） ※令和 6 年 4 月から事業開始
共助の推進に向けた仕組みづくり	NPOと企業とのマッチングを支援	かながわSDG s パートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進
生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援	2 万円／団体 （6 月補正予算）	合計 1, 305 団体に支給 【内訳】 生活困窮者支援団体 42 団体 女性支援団体 3 団体 ひきこもり等支援団体 60 団体 高齢者団体等 1, 200 団体
	7 万円／団体 （2 月補正予算）	令和 7 年 3 月又は予算繰越を行い令和 7 年 4 月以降速やかに支給予定 【支給対象】 生活困窮者支援団体、女性支援団体 ひきこもり等支援団体、高齢者団体等

(2) 今後の取組

ア 孤独・孤立対策の取組

孤独・孤立対策推進法に基づく官民連携プラットフォーム（かながわつながりネットワーク）への参画を全市町村に呼び掛け、県全体で孤独・孤立対策の普及啓発、機運醸成を図っていく。

また、居場所や緩やかなつながりの場を運営する人材の育成など地域でつながる仕組みづくりに取り組む。

イ 令和 7 年度当初予算案に計上した事業の着実な推進

引き続き物価高騰の中、生きづらさや暮らしにくさを抱えながら、声をあげない・あげられない多くの「子ども・若者」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」の目線に立った具体の支援策を、生活困窮者対策推進本部でしっかりと進捗管理しながら、着実に推進していく。